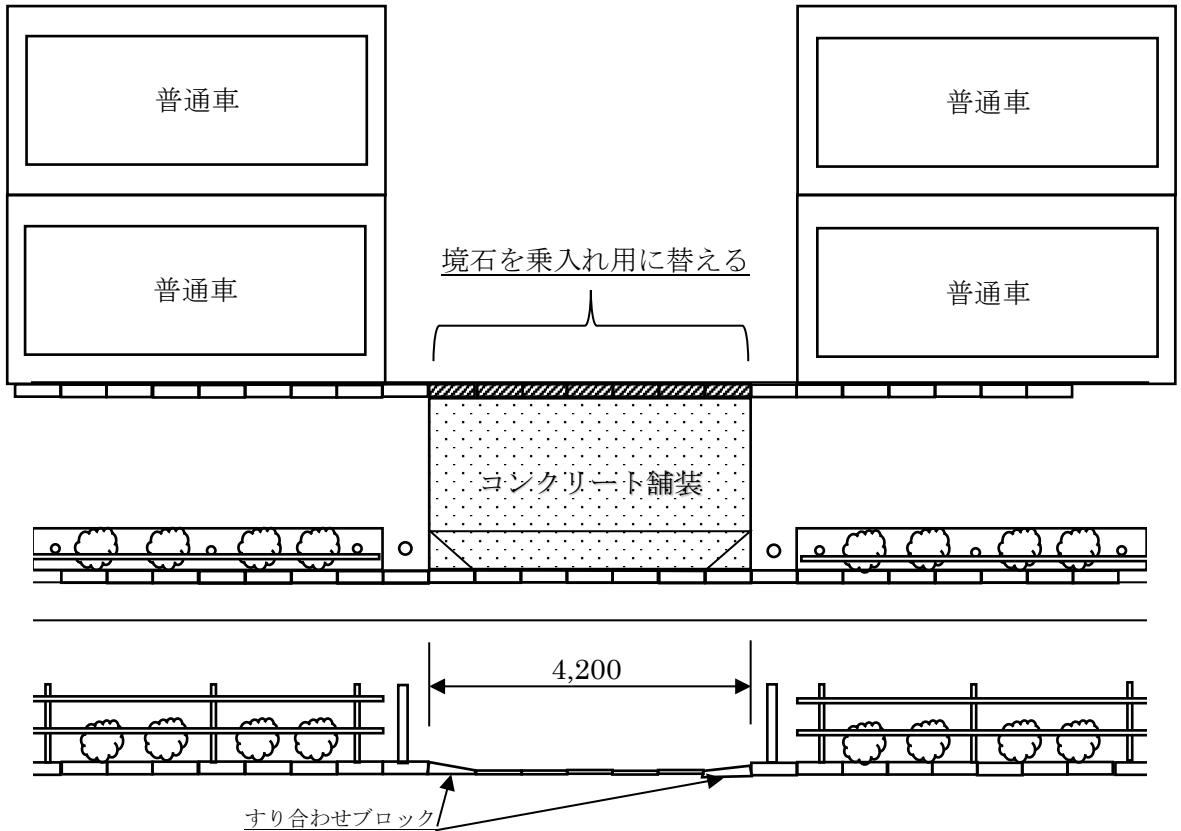


## 歩道切下げの基準

- ・(例) 普通車が乗入れる場合



- ・ 出入りする車の大きさにより基準が異なります。
- ・ 切下げ幅にはすり合わせブロックを含みます。
- ・ 原則、1敷地に切下げは1箇所です。
- ・ 使用しない既存の切下げは、柵や植栽もあわせて復旧します。
- ・ 車乗入れ部の舗装は、原則コンクリート舗装（刷毛引き仕上げ）  
ただし、協議によりアスファルト又は半たわみ性舗装とすることができる。

標準乗入れ幅（これを超える車両は、軌跡図により検討）

- ・ 普通車：4.2m
- ・ 2~4t車：5.4m
- ・ 10t車：7.2m

※使用しなくなった歩道切下げは、元のとおり植栽や防護柵も含めて復旧する必要があります。